



1. 計画策定の考え方



1. 計画策定の考え方

1-1 計画の目的

みどりの基本計画は都市緑地法に基づいて、区の特性と独自性を活かした、緑地の保全と緑化の推進について定めたみどりの総合的な計画です。

豊島区では平成4年11月に「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定しました。その後、平成6年都市緑地保全法の改正による「緑の基本計画」制度の創設に伴い、平成13年3月に法定計画として「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定し、みどりと広場のまちづくりに取り組んできました。

計画策定から10年が経過しましたが、その間にみどりを取り巻く環境は大きく変わりました。地球温暖化が身近な問題となり、都市の防災性の確保、都市景観のあり方、生物多様性の保全など、都市のみどりにさまざまな要素が求められるようになりました。

計画の改定では、社会情勢や都市環境の変化、区民の生活やニーズの変化を考慮し、日本一の高密都市である豊島区として独自の緑化環境を整備し、誰もが快適に過ごせる都市づくりを目指した緑化を推進することを目的とします。



池袋駅東口グリーン大通り

1-2 計画の位置付け

「豊島区みどりの基本計画」は、区全体の政策分野を対象とした「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」における環境分野（みどりのネットワークを形成する環境のまち）を実現するための計画です。

また、目指すべき都市像を実現するための街づくりの基本方針である「豊島区都市計画マスタープラン」と整合を図るとともに、環境保全に関する総合的計画である「豊島区環境基本計画」との連携を図りました。

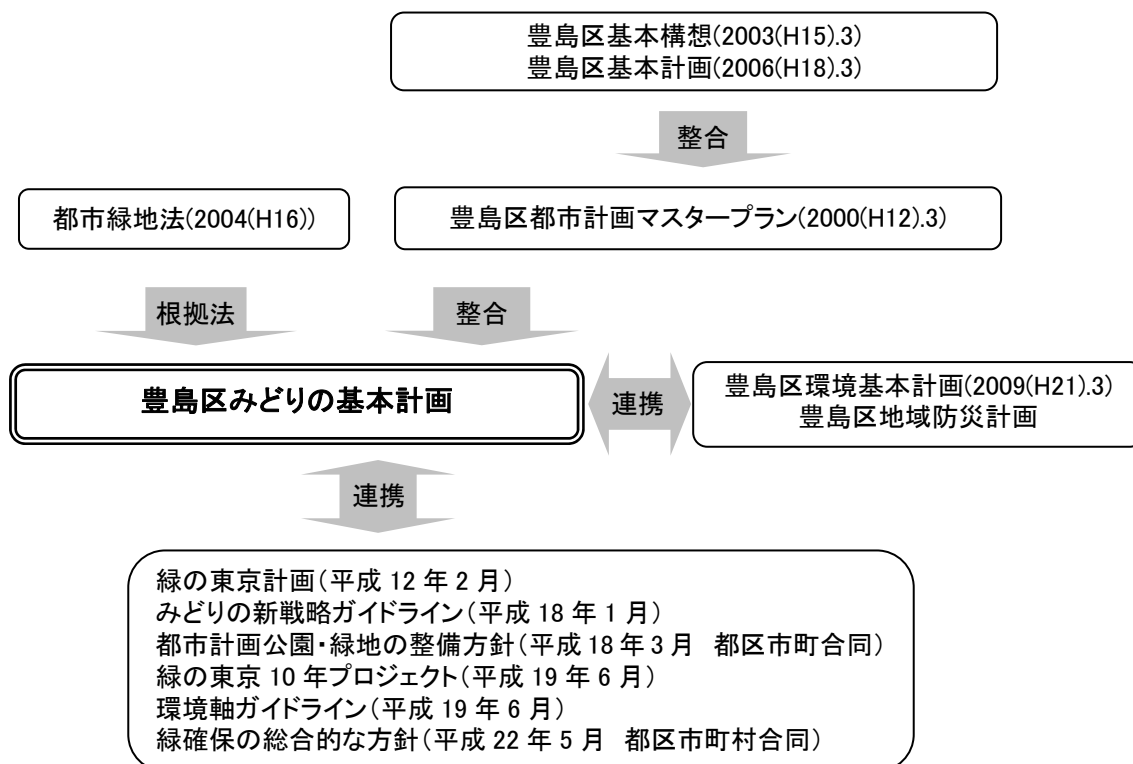


図 1 みどりの基本計画の位置付け

1-3 計画の対象範囲

緑を保全し創出していくためには、公有地・民有地を問わず、あらゆる空間で緑化を推進していくことが必要です。このため、本計画は豊島区全域を計画の対象区域とし、公園、道路、学校をはじめとする公共施設と民有地でのあらゆる緑化可能空間で緑化の推進を図ります。

1-4 計画の期間

本計画の期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 年間とします。なお、公園整備の計画については、長期的な視野にたち区政施行 100 周年（平成 44 年）を目標の期間として位置づけました。

また、本計画をより実効性の高い計画とするために、事業の進捗状況、上位・関連計画の動向などを踏まえ、5 年を目途に見直しを行います。そのために緑被率の定期的な調査を含め、区内の「みどり」の動向を継続的に把握していきます。